

歡迎スヘキ旨ヲ分表シテ知事ノ保障ニ一種ノ裏
書ヲ與ヘタリ

四 今井嘉吉氏ノ奔走

星表之今井博士ハ頻リニ會社及心爭議團ノ間
ヲ奔走シ屢々職工側ノ要求事項ニ修正ヲ加ヘ
ル後

(一) 一般労働組合ニ加入ノ自由ヲ認め
工場委員制度ヲ採用ス

但シ職工側ノ提議ニモ考慮ヲ拂ヒ制定
ノ上末事業年度(天正十年十一月一日)ヨリ之

ニシテ先見施ス

(三) 八時間制ハ主義トシテ及對ヤサルニ依リ適當
ノ時機ヲ見テ之ヲ實施ス

(四) 此際給金ノ増加ニ應ジ難シ然レトモ職工ノ

生活状態ニハ多大ノ同情ヲ表スルカ故ニ成ル
ベク其困難ヲ除去スル様適當ナル方法ヲ
講スベシ

又 解雇及退職手當ハ調査ノ上我國一般ノ

工場ニ比シ遜色ナキヤウ待遇法ヲ設クベシ
六 本爭議ニ關スル解雇者ニハ相當ノ解雇

手當ヲ支給ス

以上六個ノ條件ヨリ成ル妥協案ヲ作製シ之ヲ
提示スルヤ會社側ニ於テモ大體ニ於テ之ヲ認容
シタルヤニテ爭議團ハ初ニ解決ノ機近キヲ期待
シ居リタル處右妥協案ノ内容カ大段毎日新聞紙
上ニ曝露セラレシ會社側カ労働者ニ屈服シタルカ
如キ記事ヲ掲載セラルルヤ會社側ハ之當初ノ
聲明ニ對シ面目ヲ傷ムルモノナリト做シ再々會